

持続的蚕糸業確立支援事業実施要領

(令和8年度～令和12年度)

一般財団法人 大日本蚕糸会

持続的蚕糸業確立支援事業実施要領

令和8年4月1日

第1 目的

我が国の蚕糸業は、養蚕農家数、繭生産量の減少に歯止めがかからない状況となっており、このまま推移すれば遠からず産業として存続しうる生産規模を下回ってしまう可能性が高い。

このような状況を踏まえ、今後とも我が国の蚕糸業が産業として持続していくものとなることを目指して、生産コストを反映した合理的な繭価格の実現、養蚕業への新規参入者及び後継者の育成、生産規模拡大の促進、高品質な国産生糸を安定的に生産する体制の構築のため、以下の対策を実施する。

第2 用語の説明

- 1 提携グループ：大日本蚕糸会に登録のある蚕糸・絹業提携グループ
- 2 養蚕農家等：令和7年度までに提携グループに参加していた養蚕農家及び養蚕事業を行う企業並びに新規養蚕参入者
- 3 新規養蚕参入者：生糸又は真綿の原料として繭を生産することを主たる目的として新たに養蚕を開始しようとする者（企業を含む。）及び養蚕を開始して3年目までの者
- 4 県協議会等：地域の養蚕農家等との連絡・調整・指導等を担う団体等であって、代表者、所在地、連絡先等が明確で、会計処理等の体制が整っているものとして大日本蚕糸会会頭が認めたもの。
- 5 養蚕関連事業者：蚕種製造、稚蚕共同飼育、桑苗生産、製糸を行う事業者

第3 事業の種類

- 1 県協議会等推進事業
- 2 合理的な繭価格形成促進対策事業
- 3 販路拡大・新商品開発支援事業
- 4 生産対策事業
- 5 国産繭・生糸価値向上推進事業
- 6 特認事業

第4 事業の内容等

1 県協議会等推進事業

① 事業の内容

地域の養蚕農家等との連絡・調整を担う県協議会等が行う蚕糸業の振興に必要な情報の収集及び提供、協議会、研修会、現地検討会等の開催、養蚕技術指導の実施に対して支援する。

② 採択要件

ア 日頃から養蚕農家等との連絡を密にし、繭生産状況の把握や良質繭生産に必要な技

術情報等の提供を円滑に行うことができる体制が整っており、養蚕農家等の経営状況、繭生産量等について大日本蚕糸会へ適切に報告すること。

イ 養蚕技術指導を実施する場合は、養蚕に関する技術を有すると認められる地域の養蚕指導者をリスト化する等指導体制が整っていること。

③ 事業実施主体

県協議会等

④ 補助金額・補助率・補助対象経費

別表のとおり

2 合理的な繭価格形成促進対策事業

① 事業の内容

提携グループが、そのグループ内で生産コストを反映した目標とする合理的な繭価格の水準について合意し、令和8年度から令和12年度に、その繭の目標価格を実現するために繭の取引価格を計画的に上げた場合、絹製品の価格に転嫁するまでの間の暫定的な負担軽減措置として、毎年の繭の取引数量に繭の取引価格の引上げ額の1/2に相当する補助金単価を乗じた額を、当該提携グループに対して支援する。

② 採択要件

ア 令和8年度初めまでに提携グループ内で養蚕農家等と協議を行い、繭の生産コストを反映した目標とする合理的な繭価格の水準（以下「繭の目標価格」という。）について合意すること。

イ 「繭の目標価格」を、原則として3年以内（令和10年度まで）に実現するため、段階的に繭の取引価格を引き上げる計画を策定すること。

③ 事業実施主体

大日本蚕糸会に登録のある提携グループ

④ 補助金額・補助率・補助対象経費

別表のとおり

3 販路拡大・新商品開発支援事業

① 事業の内容

ア 販路拡大：国産繭・国産生糸の新たな販路を開拓するため、製糸業者等が撚糸業者・製織業者と連携して生地見本等を作成し、それを用いて展示会への出展等の営業活動を行う取組みを支援する。

イ 工芸作家出品：工芸作家が新たに国産生糸を原料とした絹糸又は生地を用いて、製織・染色等の展示会等に出品する1点ものの作品を制作する取組みを支援する。

ウ 新商品開発：新たな販路として期待される絹製品製造・販売関係業者等が製糸業者等と連携して国産生糸を用いた新商品の開発を行う取組みを支援する。

エ 新用途開発：養蚕農家等及び製糸業者の事業の多角化を通じた経営改善に資するため、繭の生糸製造以外の用途の開発、副産物の商品化等の取組みを支援する。

② 採択要件

ア 新たな販路で流通する新商品の素材となる生糸・真綿及びその生糸・真綿の原料と

なる国産繭が生産コストを反映した合理的な価格で取引されることを前提としたものであること。

イ ①のア、イ及びウにおいて使用する国産生糸は、原則として純国産絹マークの使用を許諾された生糸であること。

ウ ①のイについては、当該工芸作家による同一の展示会等への出品の取組みに係る初めての申請であること。

エ ①のウについては、新規で継続的な需要が見込まれ、3か年程度の販売戦略の基本計画があること。

オ ①のエについては、繭の取引価格、販売計画等が養蚕業、製糸業の経営改善に資することが明確であること。

③ 事業実施主体

ア ①のア：製糸業者、真綿製造業者

イ ①のイ：工芸作家

ウ ①のウ：生糸流通業者、絹織物業者、小売業者、工芸作家、養蚕農家等

エ ①のエ：製糸業者、養蚕農家等

④ 補助金額・補助率・補助対象経費

別表のとおり

⑤ 留意事項

ア 製糸業者、絹製品製造・販売関係業者等が本対策の対象となる国産繭・国産生糸を素材とする商品を展示・販売する際には、国産生糸の歴史的・文化的価値、国産生糸の特長等の広報に努めることとする。

イ 国産繭・国産生糸の品質向上、輸入生糸との差別化等に必要な施設・機械等（例えば、繭分別保管施設、冷蔵保管施設）の整備については、養蚕関連事業者の生産条件整備事業で支援する。

4 生産対策事業

(1) 生産条件整備事業

① 事業の内容

ア 養蚕農家等の生産条件整備

養蚕農家等又は新規養蚕参入者（企業については中小企業基本法に定める小規模企業者（従業員おおむね20人以下）に限る。）の高品質な繭の生産に必要な機械・施設、桑園等の整備を支援する。

イ 養蚕関連事業者の生産条件整備

国産繭・国産生糸の品質向上、輸入生糸との差別化、生産性向上等のための養蚕関連事業者の機械・施設、桑園等の整備を支援する。

② 採択要件

ア ①のアについては以下の要件を満たしているものであること。

a 今後とも引き続き養蚕経営に取り組む意欲と能力があること。

b 養蚕農家等については、桑園面積が概ね50a以上、又は繭生産計画が概ね200kg以上の者であること。

- c 新規養蚕参入者については、原則として繭生産に必要な桑園（30～50a 程度）及び養蚕施設の確保が図られていること。
- d 生産した繭の過半が生糸・真綿の原料として用いられること。
- e 県協議会等の指導・助言が受けられる体制が整っていること。
- イ ①のイについては、国産繭・国産生糸の品質向上、輸入生糸との差別化、生産性向上等のために必要なものであること。
- ③ 事業実施主体
 - ア ①のア：養蚕農家等、新規養蚕参入者
 - イ ①のイ：養蚕関連事業者
- ④ 補助金額・補助率・補助対象経費
別表のとおり
- ⑤ 留意事項
 - ア この事業を実施しようとする者は、第6の1の③の提出期限の1か月前までに事業実施計画案を大日本蚕糸会に提出し、協議しなければならない。
 - イ 新規養蚕参入者がこの事業を実施しようとする場合は、第6の1の事業実施計画及び補助金申請書の作成前に大日本蚕糸会と協議しなければならない。

（2）蚕種生産支援事業

- ① 事業の内容
養蚕農家等が必要とする蚕種の安定供給を支援する。
- ② 採択要件
蚕種を製造し、販売を行っていること。
- ③ 事業実施主体
蚕種製造業者
- ④ 補助金額・補助率・補助対象経費
別表のとおり
- ⑤ 留意事項
生糸・真綿の原料となる繭の生産以外に用いられる蚕種については、補助対象としないことができる。

（3）稚蚕安定供給事業

- ① 事業の内容
養蚕農家等の飼育負担の軽減を図るための稚蚕の共同飼育及び養蚕農家等による稚蚕の受託飼育を支援する。
- ② 採択要件
 - ア 稚蚕の共同飼育又は受託飼育を行うのに必要な蚕病防除等の技術及び施設を有すること。
 - イ 県協議会等の指導・助言が受けられる体制が整っていること。
- ③ 事業実施主体
稚蚕共同飼育を行う農業団体、養蚕農家等

④ 補助金額・補助率・補助対象経費

別表のとおり

⑤ 留意事項

生糸・真綿の原料となる繭の生産以外に用いられる稚蚕については、補助対象としないことができる。

5 国産繭・生糸価値向上推進事業

① 事業の内容

国産繭・生糸の生産コストを反映した合理的な価格を実現するためには、消費者に対して国産繭・生糸の価値を訴え、その理解を得ることが重要となっている。このため、各種イベント等を通じて、我が国の蚕糸業の現状、国産生糸の歴史的・文化的な価値に関する情報を発信する取組みを支援する。

② 採択要件

ア 「国産繭・生糸サポーター制度」の推進につながる取組みであること。

イ 「蚕糸の日」や「カイコを育てようキャンペーン」の周知につながる取組みであること。

ウ その他、国産繭・生糸の特長、歴史的・文化的な価値に対する消費者の理解を深める取組みであること。

③ 事業実施主体

国産繭・生糸の歴史的・文化的価値を広める活動を実施している団体等であって、代表者、所在地、連絡先等が明確で、会計処理等の体制が整っているもの。

④ 補助金額・補助率・補助対象経費

別表のとおり。

6 特認事業

大日本蚕糸会が特に必要と認めた事業であること。

補助率 定額、1／2以内

第5 事業の実施期間等

この事業の実施期間は、令和8年度から令和12年度までとする。

第6 事業実施の手続き

1 事業計画の承認及び補助金申請の提出

① 事業実施主体は、実施しようとする事業に該当する別紙様式第1-1号から第1-11号により、事業実施計画の承認及び補助金申請書を作成の上、大日本蚕糸会会頭に提出する。

② 要領第4の4の(1)の生産条件整備事業のうち事業実施主体が③のアに該当する者の申請及び第4の4の(3)の稚蚕安定供給事業の申請に当たっては、県協議会等の代表者を經由(別紙様式第2号を参照)して提出(当該事業の実績報告書等の提出時と同じ。)するものとする。なお、県協議会等が存在しない地域の者にあつては、直接提出

することができる。

- ③ 提出の期限は、4月20日とする。ただし、要領第4の3の事業、第4の4の(1)の事業及び第4の5の事業については、4月20日、6月10日又は9月20日を提出期限として受理する。なお、第4の6の特認事業については提出期限を定めない。

2 審査

前項の申請があったときは、大日本蚕糸会会頭が別途定める事業審査委員会において、提出された事業実施計画が実施要領に適合するか否かを審査する。

3 事業実施計画の承認及び補助金の交付決定

大日本蚕糸会は、第6の2の審査結果を参酌の上、当該事業実施計画の目的・内容等が適正であると認められる場合は、事業実施主体に事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を通知するものとする。

4 補助金交付の条件

大日本蚕糸会は、補助金の交付決定をする場合には、事業実施主体に対し次の条件を付すものとする。

- (1) 事業実施主体は、次に掲げる場合には、速やかに大日本蚕糸会に報告してその指示又は承認を受けるものとする。
- ア 事業実施計画の変更
 - イ 補助対象経費(事業に要する経費)の30%を超える増減
 - ウ 大日本蚕糸会の補助金額の変更(増額変更の場合)
 - エ 予定期間内に事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合
 - オ 事業の中止又は廃止をする場合
- (2) 上記(1)に掲げる変更については、別紙様式第3号により変更承認申請書を大日本蚕糸会に提出し承認を得るものとする。ただし、要領第4の2の事業については、別紙様式第5-2号の実績報告書の提出により承認を得るものとする。

第7 補助金の交付額等

- 1 大日本蚕糸会が事業実施主体に対し交付する補助金の額は、それぞれの事業に要する経費とする。
- 2 この事業に係る補助金の交付は、原則として当該事業が完了し、その額が確定した後に行うものとする。
- ただし、
- ① 要領第4の1及び3、4の(3)並びに5の事業にあつては前金払ができるものとし、事業実施主体は、前金払の請求をしようとするときは、別紙様式第4号により前金払請求書を作成の上、大日本蚕糸会に提出するものとする。
 - ② 要領第4の2の事業については、蚕期毎に別紙様式第5-2号の実績報告書を提出することにより補助金を請求することができる。

第8 実績報告

事業実施主体は、事業が完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、別紙様式第5-1号から第5-7号により実績報告書を大日本蚕糸会に提出し、事業に係る精算額の請求を行うものとする。

なお、実績報告書の提出に併せて、機械・施設の整備事業を実施した場合は、別紙様式第6号による事業完了確認調書を提出する。

第9 補助金の額の確定

大日本蚕糸会は、実績報告書の提出があったときは書類を審査し、事業実施が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

第10 指導・推進体制

- 1 要領第4の4の（1）のア及び（3）の事業の実施に当たり、県協議会等は指導・推進体制を整備すること。
- 2 大日本蚕糸会は、事業実施主体に対し、関係機関等の協力を得ながら調査・指導を行うことができる。

第11 事業実施状況報告

要領第4の4の（1）に基づく機械・施設の整備事業を実施した事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から3年間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告書（別紙様式第7号）を、翌年度の6月末日までに大日本蚕糸会会頭あて報告するものとする。

この場合、要領第6の1の②の規定を準用する。

第12 帳簿等の保管整備

事業実施主体は、本事業の補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

その保管期間は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間とする。

第13 機械、施設の処分

事業実施主体は、本事業により取得した機械・施設にあつては、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、処分等を行う場合は、大日本蚕糸会の承認を受けるものとする。ただし、耐用年数を経過した取得機械・施設については、この限りでない。

なお、本事業により取得した機械・施設を処分することにより収入があった場合には、本会に返還させることがある。

第14 補助金の交付決定の取消し

大日本蚕糸会は、事業実施主体が実施要領等の規定又は交付決定内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、第6の3の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 15 補助金の返還等

大日本蚕糸会は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、納付期限を定めてその返還を求めるものとする。

また、大日本蚕糸会は、この実施要領に定めるもののほか、必要に応じ本事業の円滑な実施に必要な事項について、実施細則その他の規則を定めるものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

別表

事業名・事業の内容	補助金額・補助率・上限額	補助対象経費								
<p>1 県協議会等推進事業</p> <p>① 情報の収集及び提供</p> <p>② 協議会、研修会、現地検討会等の開催</p> <p>③ 推進事務費</p> <p>④ 養蚕技術指導の実施</p>	<p>補助金額は、以下により計算した額とする。 @5,000円×養蚕農家等数</p> <p>補助金額は、以下により計算した額の合計額を上限とする。</p> <p>会場借料 @5,000円×4回=20,000円 会議費 @2,000円×出席人数 講師謝金 @5,000円×1回=5,000円 講師旅費 @5,000円×1回=5,000円</p> <p>補助金額は、補助対象経費の合計額で250,000円を上限とする。</p> <p>補助金額は、以下により計算した額を上限とする。</p> <p>ア 稚蚕飼育技術指導 @5,000円×実指導日数</p> <p>イ 壮蚕期技術指導 @5,000円×(蚕期内指導日数+蚕期外指導日数)</p> <p>a 各蚕期における蚕期内指導日数の上限は、以下のとおりとする。</p> <table border="0" data-bbox="622 1310 1133 1489"> <tr> <td>指導対象農家等数</td> <td>指導上限日数</td> </tr> <tr> <td>5戸未満の場合</td> <td>5日間</td> </tr> <tr> <td>5戸～10戸未満</td> <td>7日間</td> </tr> <tr> <td>10戸以上</td> <td>9日間</td> </tr> </table> <p>b 蚕期は、実際に飼育されている蚕期であって、5蚕期以内とする。</p> <p>c 桑園管理、営農指導等蚕期外指導については、上記aの指導日数(1蚕期の日数)を上限とした実指導日数を加算できる。</p> <p>ウ 新規養蚕参入者技術指導 @5,000円×新規養蚕参入者に対する実指導日数</p>	指導対象農家等数	指導上限日数	5戸未満の場合	5日間	5戸～10戸未満	7日間	10戸以上	9日間	<p>調査費</p> <p>会場借料 会議費 講師謝金 講師旅費</p> <p>旅費交通費 消耗品費 事務所借料 通信運搬費</p> <p>技術指導費</p>
指導対象農家等数	指導上限日数									
5戸未満の場合	5日間									
5戸～10戸未満	7日間									
10戸以上	9日間									
<p>2 合理的な繭価格形成促進対策事業</p>	<p>補助金額は、当該年度の繭の取引数量に、以下により算定した補助金単価を乗じた額とする。</p> <p>なお、繭取引数量は、1,500円/kg(税抜き)以上の繭の数量に限る。</p>									

事業名・事業の内容	補助金額・補助率・上限額					補助対象経費
	<p><補助金単価> 補助金単価は、繭の取引基準価格の前々年度、前年度及び当該年度の引上げ額を加算した額の1/2の額とする。</p>					
	各年度の引上げ額	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
	8年度引上げ額	a				
	9年度引上げ額		b			
	10年度引上げ額			c		
	11年度引上げ額				d	
	12年度引上げ額					e
	補助対象引上げ額	a	a+b	a+b+c	b+c+d	c+d+e
	補助金単価	a/2	(a+b)/2	(a+b+c)/2	(b+c+d)/2	(c+d+e)/2
<p>3 販路拡大・新商品開発支援事業</p> <p>① 販路拡大</p> <p>② 工芸作家出品</p> <p>③ 新商品開発及び④ 新用途開発</p>	<p>補助率：定額 1件当たりの補助金の上限額：100万円</p> <p>補助率：1/2以内 工芸作家1人当たりの累計補助金の上限額：20万円</p> <p>補助率：1/2以内 1件当たりの補助金の上限額：100万円</p>					<p>生地見本作製費（繭代、撚糸代、製織代、精練・染色代等）、展示会出展経費、試作品作製費等</p> <p>材料費（絹糸又は生地購入費）</p> <p>市場調査費、デザイン等を含む製作費、ポスター・パンフレット・動画等の販売資材作成費、展示販売会経費等</p>

事業名・事業の内容	補助金額・補助率・上限額	補助対象経費
5 国産繭・生糸価値向上推進事業	補助率：1/2以内 1件当たりの補助金の上限額：50万円	会場借料費、パンフレット作成費、会議費、旅費、謝金、資材費等（人件費を除く。）

※ 留意事項

消費税については、事業に要する経費ではあるが、補助金の交付申請に当たっての取扱いは、以下のとおりとする。

- ① 農協、企業等消費税法上の課税事業者になっている事業実施主体（すなわち、消費税仕入控除の還付請求を行う団体・個人）にあつては、消費税額分を減額した額を助成対象とする。
- ② 一定所得以下の農家、農業者の組織する団体等消費税法上の課税事業者になっていない事業実施主体（すなわち消費税仕入控除の還付請求を行わない団体・個人）にあつては、消費税額分を含んだ額を助成対象とする。